

新会社法による、計算書類（決算書等）の変更

小林 巽

本年 5 月 1 日に施行された新会社法の一貫した概念は「企業の競争と自己責任を後押しする」ことである。柔軟な経営（会社組織の自由度アップ）とガバナンス（統治）のスタイルを認めるため、意欲ある中小企業がうまく活用すれば成長の足がかりも掴み易くなる。

この会社法は商法が施行されて 1 世紀に及ぶ中での大改正であるため、企業の組織・運営及び管理について世の関心が高いのは当然ですが、企業活動の透明性を志向する経理事項（計算書類）にも実質改正が行われている。中小企業も従わねばならぬことが多々あるのでご留意下さい。

主な変更点は次の通りですが、紙面の都合上、書式を省略せざるを得ないので、ご了承願います。

1. 決算書類の構成変更

現行法	新会社法
貸借対照表（資本の部）	貸借対照表（純資産の部に）
損益計算書	損益計算書（表示方法変更）
営業報告書	事業報告書（名称変更）
利益処分案	株主資本等変動計算書（新設）
付属明細書	付属明細書

2. 「資本の部」が「純資産の部」に変わり、表示内容も大幅に見直された

- 1) 株主資本とそれ以外の資本が明確に区分された。但し、実務上は、該当する項目のみを表示すればよく、該当しないものは適宜カットすることが出来る。
- 2) 「当期末処分利益」は「繰越利益剰余金」に名称変更となった。

3. 利益処分案が廃止され、「株主資本等変動計算書」が創設された

特例有限会社や持分会社（合名、合資、合同会社）も従わねばならないので留意したい。

- 1) 「株主資本等変動計算書」は純資産の部の各項目の変動を表す独立した計算書として位置付けられた。
- 2) 複雑なように見えますが、一般の中小企業では、数字を入れるところは一部に限定されると思われる。
- 3) 配当金の呼び名は「利益の配当」から「剰余金の配当」に変わる。

4. 損益計算書の表示方法が変わる。

- 1) 従来の「経常利益の部」「特別損益の部」「営業損益の部」「営業外損益の部」の表示はしない。
- 2) 「株主資本等変動計算書」の創設に伴い、損益計算書の下部に表示していた「前期繰越利益」以下の項目が不要となり、損益計算書は「当期純利益」が最後になる。

5. 個別注記表が計算書類の 1 つとされた

- 1) 従来、貸借対照表または損益計算書の注記事項とされていた事項を取りまとめて、

「個別注記表」を作成する。

- 2) 株式譲渡制限会社においても、省略できない注記が規定された。

配当に関する注記

利益処分案がなくなったことにより、その事業年度に関する配当については、注記する。

関連当事者との取引に関する注記

親会社や子会社、役員に対する債権債務や取引金額などを、関連当事者として纏めて注記する。

- 3) その他、「中小企業の会計に関する指針」の中に最低限行うべき注記の雛形もある。今後は、中小企業といえども、会計の信頼性を高める為に注記しておくが良い。

6. 役員賞与が損益計算書（販売費および一般管理費）に表示される

- 1) 従来、利益処分項目として計上されていた「役員賞与」が、発生した会計期間の費用として処理する方法が変わる。

- 2) 平成18年度の税制改正においても、あらかじめ金額や支給時期が決まっている役員賞与を事前に税務署へ届けば、損金算入が認められることになった。

届出の主な内容

- ・ 事前確定届出給与（従来の役員賞与に該当）対象者の氏名・役職名。
- ・ 事前確定届出給与の支給時期・各支給時期ごとの支給金額。
- ・ 上記を定めた日付およびその機関名。
- ・ 事前確定届出給与に係る職務執行を開始する日。

届出時期

- ・ 役員としての職務執行が開始される前。
- ・ 会計期間開始の日から3ヶ月以内。

上記いずれか早い時期となっている。

- 3) 尚、当期に対応する役員賞与を、決算後に支給する場合は、次のように引当金を立てる必要がある。

(借方) 役員賞与	(貸方) 役員賞与引当金
-----------	--------------

7. 営業報告書が「事業報告書」になる

決算時に作成されていた「営業報告書」が「事業報告書」に名称変更される。また、営業年度は、事業年度という呼び名に変わる。

8. 3月決算株主総会は、新会社法か、それとも現行商法によるのか

「整備法」90条で次のように決まっています。

- 1) 施行日(5/1)前に、召集手続きを開始した場合は、現行商法で行い、施行日後に、召集手続きを開始した場合は、新会社法に基づいて行う。

- 2) この召集手続きの開始というのは、召集通知の発送ではなく、召集決定に関する取締役会の決議による、とされている。

- 3) この決議は、株主総会の開催日時と開催場所だけでも定めればよいものとする。

従って、「本年の決算株主総会は現行法でやろう」という場合は、4月の取締役会で上記

の議案の決議をする必要がある。

(参考)

1. 平成18年度税制改正で、交際費課税についての改正点

- 1) 資本金1億円以下の法人に適用。
- 2) 1人当たり5,000円以内の飲食費 損金算入できる = 「会議費」
- 3) 平成18年4月1日～平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用。
- 4) 飲食による接待の目的とする相手が、社外の者である場合に適用。
- 5) 帳簿の記載事項

年月日

参加者(得意先、仕入先等事業関係者)の名称・氏名。

人数。

金額、飲食店の名称・所在地。

その他参考となるべき事項などの記載が必要となる。

2. 実質1人会社(特殊支配同族会社)の業務主宰役員(オーナー社長)の報酬について支給する給与のうち給与所得控除に相当する額は損金算入できない。(平成18年4月1日以後開始事業年度から適用)

・特殊支配同族会社とは、会社の業務主宰役員とその同族関係者が、発行済株式総数の90%以上を有し、かつ常勤役員の過半数を占める場合をいう。

・適用除外規定

当該同族会社の所得(課税所得とオーナー社長報酬の合計額)が平均年800万円以下の場合(直前3事業年度平均)。

前記の額が年800万円超だが、3,000万円以下であり、かつ当該平均額に占める社長の額が50%以下の場合(直前3事業年度平均)。